

平成26年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年8月7日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第22号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
議案第23号 教育財産の敷地の設定について
議案第24号 平成27年度使用教科用図書の採択について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 議案第22号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 議案第23号 教育財産の敷地の設定について
 - 議案第24号 平成27年度使用教科用図書の採択について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 庸恵
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記	教育総務部長	津吹	一法
学校教育部長	山元	幸恵	生涯学習部長	萩原	洋
教育総務部次長	石沢	昇栄	学校教育部次長	小松	秀夫
生涯学習部次長	千葉	貴一	教育政策課長	永田	治
就学支援課長	谷内	祐幸	教育施設課長	戸佐	薫

義務教育課長	井上	栄	学校安全安心対策担当室長	近藤	利一
指導課長	山田	浩一	教育センター所長	篠崎	道成
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一	自然学習課長	川元	洋
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	堀切	公雄

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田	修
"	主 幹	石田	清彦
"	副主幹	近藤	孝子
"	副主幹	宮内由美子	
"	副主幹	岡田	靖弘
"	主 査	中嶋	愛
"	主 査	吉成	悟
"	主 査	中俣	智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、委員長、五十嵐委員、平田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第22号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをご覧ください。まず、今回、事務決裁規程の一部を改正することといたしました理由でございます。市長は、平成26年6月10日、簡素で効率的な行政運営を実現するため、市長の決裁事項や副市長の専決事項を中心に、決裁区分等の見直しを行う市川市事務決裁規程の一部改正を行ったところでございます。この改正の趣旨は、簡素で効率的な行政運営を実現するものでございます。教育委員会におきましても、同旨の改正を行うことが適当でありますことから、改正後の市川市事務決裁規程と同様の取扱いとすることが望ましいものについて、決裁区分等を見直すものでございます。続きまして、改正内容をご説明いたします。議事日程の4ページ、新旧対照表をご覧ください。別表第1でございます。こちらは、「教育長が意思決定する事項である決裁事項」及び「教育長に代わって教育次長以下の職員が意思決定する事項である専決事項」のうち共通するものについて定めております。具体的な改正内容でございますが、まず、「表彰状、感謝状等の授与」でございますが、教育長の決裁事項から、重要なものは教育次長の専決事項に、軽易なものは部長の専決事項に改めるものでございます。次に、「各種行事に対する共催及び後援」でございますが、教育次長の専決事項から、部長の専決事項に改めるものでございます。次に、これまで、決裁又は専決事項として規定しておりませんでした、事務の実態に合わせまして、「要綱の制定改廃」を加えるものでございます。具体的には、制定、全部改正及び廃止を教育長の決裁事項とし、一部改正を部長の専決事項とするものでございます。最後に「出版物刊行の決定」でございますが、重要なものにつきまして、教育長の決裁事項から、教育次長の専決事項に改めるものでございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。申し訳ございませんが、1ページを戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。改正文の附則をお願いいたします。この規程による改正後の事務決裁規程の適用日について定めるものでございます。今回の改正の契機となりました市川市事務決裁規程の一部改正は、すでに施行されていることを踏まえまして、

この規程を速やかに施行させることが望ましいことから、公布の日をこの規程の施行期日とするものでございます。以上、事務決裁規程の一部改正につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第23号 教育財産の敷地の設定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

恐れ入りますが、6ページをご覧ください。こちらは、教育財産の敷地設定の流れについて、記載したものでございます。本件は、市川市立八幡小学校の敷地に隣接している土地所有者より寄附の申し出がありました土地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、寄附の申し出があった土地を教育財産として取得するよう、市長に申し出をいたしました。ここまでが、6月の定例教育委員会で議決をいただきました内容でございます。本日の議題としましては、同条第3項の規定により、市長が教育財産を取得し、教育委員会へ引き継がれましたことから、下段にあります、教育委員会事務委任規則の第1条第5号の規定により、市川市立八幡小学校の敷地として設定することについて、議決を求めるものでございます。見開きの右側の7ページは、このたび教育財産として取得いたしました、2筆の土地の分筆図となっております。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第24号 平成27年度使用教科用図書の採択についてでございますが、ここでお諮りいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。会議規則第10条の規定により、指定する方以外は退席をお願いいたします。教育次長、各部の部長・次長、指導課長、教育政策課長以外の方は退席をお願いいたします。これにて暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

○ 教育政策課長

委員長、再開をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

会議を再開します。議案第24号 平成27年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 指導課長

公立学校の教科用図書の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にございますことから、平成27年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。本年は、小学校で使用する教科用図書の4年に1度の採択の年になります。教科用図書の採択につきましては、市川市・浦安市の二市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が、6月2日、7月14日、7月22日と3回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、杉山校長会連絡協議会会長、常山特別支援教育研究連盟理事長（平田小学校校長でございます）、木賀PTA連絡協議会会長と、わたくし指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、3つございます。1つ目です。平成27年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、小学校用教科書目録に搭載されている教科書のうちから選定すること。2つ目、平成27年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定すること。3つ目、特別支援教育につきましては、使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版図書及び拡大教科書を選定すること、の3点でございます。はじめに、平成27年度に小学校で使用する教科用図書について、各教科用図書の発行者と選定理由についてご説明いたします。資料をご覧ください。【国語】は、教育出版を選定いたしました。理由といたしましては、1単元1領域で構成され、学習内容や、めあてがはっきり示されております。

また、言語活動の取り扱い方が明確であり、子どもも教師もわかりやすい内容になっています。さらに、読書活動につながる題材も多く取り上げられています。協議会では、別の論点として、現在若年層の教員が増加している現状から、特に国語においては、教材文や題材が大きく変わると、これまで蓄積してきた教材研究の成果を生かし切れないことも予想され、若年層教員の指導力を育成するという観点からも、現在使用している教育出版を選定いたしました。次に、【書写】は、教育出版を選定いたしました。入門期での指導する内容がしっかりしており、子ども達が基礎から学べるように、ページ数も多くなっています。どの教科と関連しているかが明記されており、書写で学んだ事が、他の教科や日常生活に生かせるように、また、毛筆の指導が硬筆に生かせるように、組み立てがしっかりしていることから、教育出版を選定いたしました。次に、【社会】は、東京書籍を選定いたしました。どの教科書も社会科の目標に則し、児童が主体的に追究し、社会生活を総合的に理解できるように内容が取り上げられています。その中で、資料の豊富さや鮮明さ、ページの工夫やわかりやすさ等に優れており、資料や文中の吹き出しが効果的であり、言語活動の充実化にも配慮している、東京書籍を選定いたしました。次に、【地図】は、帝国書院を選定いたしました。情報量が豊富で、6年生の歴史学習まで活用することができます。また、領空領海が3Dで示され理解しやすい内容となっています。索引には旧市町村名があり、地域を特定して学習できる工夫がなされています。また、江戸時代のはじめのころと伊能忠敬の日本地図を並べて表示したり、ハンバーガーとジュースの原材料の輸入先から日本と世界の結びつきを示しているなど、深みのある学習に役立つと考え、帝国書院を選定いたしました。【算数】は、啓林館を選定いたしました。問題解決的な学習の進め方が丁寧に示されており、系統性を重視し児童が考えを深めやすい内容になっています。単元の「もっと練習」などで理解・習熟を図り、「学びをいかそう」という所で、生活を意識したり興味関心を高めたりする工夫があります。また、5・6年生については学習内容が振り返りやすい上下合本であることから、啓林館を選定いたしました。【理科】は、大日本図書を選定いたしました。問題解決の過程を具体的に示し、その能力を生かそうという意図が感じられます。発展的な内容もあり、児童の興味関心を高める工夫があります。他教科との関連では、特に4年生の気温の変化では、折れ線グラフの読み方を丁寧に扱っており、算数の学習内容を理科でも振り返ることができる内容になっています。また、「発展」の中で中学校での学習内容にも触れられており、小中連携の視点からも優れていると考え、大日本図書を選定いたしました。【生活】は、大日本図書を選定いたしました。主体的な活動や言語活動を重視しており、伝え合う場面がたくさん設定してあります。また、理科や社会科とのつながりや、透明シート・ピンゴカードなどを使って、子ども達の意欲を引き出し、興味・

関心を高めるような工夫が豊富なことから、大日本図書を選定いたしました。【音楽】は、教育芸術社を選定いたしました。音楽で思いを伝えるという共通の目標がはっきりしており、各題材のねらいも具体的に示されています。ユニバーサルデザインの発想が色濃く出されていて、楽譜や歌詞等、子ども達にわかりやすく記述がされています。また、すべての学年で世界の音楽を取り上げ、国際理解の観点と帰国子女や外国籍の児童が多い、本市の実態に合致していることから、教育芸術社を選定いたしました。【図画工作】は、開隆堂出版を選定いたしました。A4版に大型化し、活動や作品例の写真が大きく、イメージがわかりやすい内容になっています。色彩も豊かで、活動を楽しむという所に力点が置かれています。また、学習を通して体得させたいことが巻頭に明示されており、ねらいがはっきりしています。「ふりかえろう」では、鑑賞等の観点もはっきりしており、若年層の教員にとっても指導がしやすいと考えられることから、開隆堂出版を選定いたしました。【家庭】は、開隆堂出版を選定いたしました。学習課題をわかりやすく提示し、見通しを持って学習できるように工夫されています。特に、写真の配置や使い方も的確で裁縫の仕方等が、わかりやすく示され、作品例などの情報量が豊富です。ユニバーサルデザインの発想が色濃く出されていて、色弱の子どもへの配慮があり、一見して見やすい内容であることから、開隆堂出版を選定いたしました。【保健】は、大日本図書を選定いたしました。問題解決的な学習で児童が主体的に学習できる構成となっており、指導時数と関連して適度な情報量であり、サイズも適当です。イラストや写真、活用できるシール等からも子ども達の興味関心を高める工夫があり、学習しやすい内容になっていることから、大日本図書を選定いたしました。つぎに、平成27年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定することとなっておりますので、資料のとおり選定いたしました。最後に、平成27年度に小・中学校の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、資料をご覧ください。使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書・文部科学省著作教科書・学校教育法附則第9条の規定による一般図書・点字版教科書・拡大教科書の全てを一括して選定いたしました。これにより議決いただきたく提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

異議があるわけではございませんけれども、膨大な数、1年生から6年生まで、中学校1年から3年までそれぞれ教科書が違う訳ですけども、もし、見本のようなものを見せていただく訳にはいかないでしょうか。私が、社会

科の教科書を、小学校の社会科の何年生かちょっと見せて欲しいと言ったら、見せていただくことはできるのでしょうか。例えば社会の今、色々問題になっていますけれども、歴史的分野の例えば、東京書籍の教科書を見せてほしいということがあったら、できますでしょうか。

○ 指導課長

まず、教科用図書展示会は法令で定められ、展示会を開催することとなっております。14日の展示規定でございますけれども、一般市民の方に既に第1回目として、教育センターの文学ミュージアムにおきまして市川市では開催をいたしました。また、第2回目として、これは本市の特別な展示会としてですけれども、広く市民の方にあるいは教職員の皆さまにも見ていただけるようにとの趣旨で、夏休みの期間7・8月においても同じ場所にて公開しております。併せて、その終わった後も教育センターの一室において、市民の方に公開をするようにしておりますので、1年間を通して展示しているという状況でございます。ですので、教育委員の皆さまの方で特段にということであれば、私の方でご用意をさせていただきます。

○ 小林委員

ありがとうございました。

○ 田中委員

よろしいですか、関連して、今、小林委員の方からありましたけれども、今年は小学校ですが、来年は中学校の採択がありますので、各委員の皆さんが時間を取って教科書の展示会場に行くのはなかなか無理な所もあります。来年度の中学校教科書の採択においては学校教育部の指導課が中心になると思いますが、例えば定例教委の勉強会の時間帯を使って、大変ですけれども、その場に教科書を持ってきてもらい、その場で見て、ご質問をいただき、教科・領域等の担当指導主事に答えてもらうような、そういう機会をつくってみてはいかがでしょうか。その方が機能的だし、良いのではないかと思います。

○ 指導課長

ご指摘のいただいたとおり、来年度はその方向で準備を進めたいと思いません。

○ 宇田川委員長

前はやった時がありましたよね。

○ 田中委員

4年に1回の周期です。

○ 宇田川委員長

ではよろしく願いいたします。ほかに、よろしいでしょうか。議案第24号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 教育政策課長

ここで、退席しております職員を呼びますので、少々お待ちください。

【職員 入室】

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上ですが、皆さまから何かございますか。

○ 指導課長

7月定例教育委員会におきまして、議案第21号 平成26年度サマーレビュー提出事業として、ライフカウンセラー設置事業の拡大に関する予算要求の資料について、ご質問をいただきました。浦安市のカウンセラー全校配置、小学校18校、中学校8校の人材に関して、小林委員から資格状況はどうですかとのご質問をいただきましたので、浦安市教育委員会に確認をいたしました。その結果でございますが、報告させていただきます。臨床心理士と臨床心理士に準ずる者として、心理系大学院修了者等の方々から、採用をしているとのことございました。26名のスクールカウンセラーのうち、臨床心理士の資格をお持ちの方は5名とのことございました。以上ご報告をいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして平成26年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)